

虐待への施設の対応のあり方について

総論（追跡調査報告）

— 抜粋 —

全国肢体不自由児施設運営協議会

肢体不自由児施設における被虐待児への療育支援モデル事業研修会（2011.2.26）¹

I. 被虐待（及び疑い）児童実態調査

1) 追跡調査

① 対象

2003年10月1日現在入所中の被虐待児：161名

② 除外

施設廃止・施設で追跡不能・回答なし：31名

③ 集計

追跡調査可能な被虐待児130名について、
2010年3月1日現在の状況を集計した。

(1) 2010年3月1日現在の児の状況

	2010年調査 (n=130) (2003年の調査から6年5ヵ月後)	2003年調査 (n=140) (2000年の調査から3年後)
	人数 (%)	人数 (%)
入所中	60 (46.2)	83 (59.3)
退所	70 (53.8)	57 (40.7)
計	130 (100.0)	140 (100.0)

3

(2) 退所の理由

	2010年調査 (n=70)	2003年調査 (n=57)
	人数 (%)	人数 (%)
1. 入所による治療・訓練が不要になった	14 (20.0)	17 (29.8)
2. 保護が不要になった	11 (15.7)	9 (15.8)
3. 家族が無理に退所させた	0 (0.0)	1 (1.8)
4. 施設変更になった※	52 (74.3)	37 (64.9)
5. 医療機関へ転院した	0 (0.0)	0 (0.0)
6. 死亡	2 (2.9)	0 (0.0)
7. その他	2 (2.9)	7 (12.3)

(重複あり)

※:(3)退所時の児の行き先で、「4. 他の施設」を選択した56名中4名は、「4. 施設変更になった」を選択していないため、52名となっている。

4

(3) 退所時の児の行き先

	2010年調査(n=70)	2003年調査(n=57)
	人数(%)	人数(%)
1. 虐待した保護者宅	9(12.9)	14(24.6)
2. 親類宅	0(0.0)	3(5.3)
3. 里親	0(0.0)	0(0.0)
4. 他の施設	56(80.0)	37(64.9)
a. 他の肢体不自由児施設	4《7.1》	2〈5.4〉
b. 重症心身障害児施設	19《33.9》	10〈27.0〉
c. 知的障害児施設	14《25.0》	8〈21.6〉
d. 児童養護施設	2《3.6》	7〈18.9〉
e. その他の児童福祉施設	3《5.4》	1〈2.7〉
f. 障害者支援施設	12《21.4》	9〈24.3〉
g. その他	2《3.6》	0〈0.0〉
5. 医療機関	0(0.0)	0(0.0)
6. 死亡	2(2.9)	0(0.0)
7. 不明	0(0.0)	0(0.0)
8. その他	3(4.3)	0(0.0)
計	70(100.0)	57(100.0)

《 》:56人に対する割合 〈 〉:37人に対する割合 5

(4) 現在の施設での児と保護者への対応

	2010年調査(n=70)	2003年調査(n=57)
	人数(%)	人数(%)
1. 児、保護者とも関わりなし	34(48.6)	22(38.6)
2. 児の障害に対して診察・訓練を行っている	18(25.7)	23(40.4)
3. 児の合併症について診察・治療を行っている	5(7.1)	7(12.3)
4. 児の虐待による心のケアを行っている	1(1.4)	3(5.3)
5. 虐待した保護者への支援・援助を行っている	2(2.9)	6(10.5)
6. レスパイト入所利用	1(1.4)	0(0.0)
7. その他	14(20.0)	16(28.1)
8. 記載なし	3(4.3)	3(5.3)

(重複あり)

2) 虐待した保護者宅へ退所した児の調査

(1) 児童の背景

	性	症例			入所時の状況			
		入所時年齢	退所時年齢	入所期間	基礎疾患	虐待の種類	虐待者	虐待者の認識
1	男	0歳9ヶ月	6歳	5年3ヶ月	複雑心奇形 右片麻痺	身体的	実母	非を認めない
2	男	2歳8ヶ月	15歳6ヶ月	12年10ヶ月	二分脊椎	身体的	実母	虐待を自覚
3	男	3歳11ヶ月	6歳9ヶ月	2年9ヶ月	先天性筋緊張性ジストロフィー症 精神発達遅滞	ネグレクト	実母	非を認めない
4	男	3歳11ヶ月	18歳5ヶ月	14年5ヶ月	脳性麻痺 精神発達遅滞	ネグレクト	実父	行為は認めるが虐待とは認めない
5	女	6歳4ヶ月	9歳6ヶ月	3年1ヶ月	脳性麻痺	心理的	実母	行為は認めるが虐待とは認めない
6	男	8歳1ヶ月	10歳11ヶ月	2年10ヶ月	ペルテス病	ネグレクト	継母	自身の中に現時点では悪いことをしたとの反省はあるが、理由を他の責任にしている。
7	女	9歳7ヶ月	12歳9ヶ月	3年2ヶ月	脳性麻痺 精神発達遅滞	ネグレクト	実母	非を認めない
8	男	9歳11ヶ月	16歳9ヶ月	6年9ヶ月	運動発達遅滞 てんかん	身体的、 ネグレクト	祖母	行為は認めるが虐待とは認めない
9	女	10歳7ヶ月	13歳2ヶ月	2年6ヶ月	頭部外傷後遺症、 精神発達遅滞	身体的、 ネグレクト、 心理的	実母、祖父	非を認めない

太字: 虐待発生以前は障害なし、虐待の結果障害が発生

7

IV. 障害児虐待における肢体不自由児施設の課題

○ 虐待された障害児および虐待した保護者に対する系統的な援助システムがない

それぞれの専門職が試行錯誤で療育を行っているのが現状である

○ マンパワーの不足

○ 被虐待児に対する職員の意識改革・向上

○ 専門職員の配置

○ 必要な予算措置を講じる

○ 児童相談所・その他の関係機関との連携が不十分な場合がある

措置と契約の基準があいまい、依頼事項への対応が遅い、担当者変更の場合の引き継ぎが不十分、入所後は施設任せになる(特に契約の場合)など

○ 行政・虐待防止学会・民間団体・その他関係機関との連携の強化

8

まとめ

I. 追跡調査では53.8%の児が退所していたが、退所した児の80%は他の施設への変更であり、虐待した保護者宅へ退所したのは9名(12.9%)(全追跡児童の6.9%)に過ぎなかった。

虐待した保護者宅へ退所した児の調査では、児への対応としては、目標・計画を決めて取り組む、機能の改善・社会経験による自立、話の傾聴、試験的な外泊の実施、母親との面会、身柄の安全確保などで、また、虐待した保護者への対応としては、話の傾聴、児との接し方について助言、親の疾患の治療、福祉サービスの調整、児童相談所との調整などであった。

II. 全国肢体不自由児療育研究大会の歴史をみると、肢体不自由児施設は子ども虐待が社会問題として認識される以前からその問題を提起し、取り組み行っている。

III. 一方で厚生労働省は、要保護児童、社会的養護児童の支援において、障害児施設を対象としておらず、その実態調査も全く行っていない。

IV. 様々な課題が存在するが、肢体不自由児施設が障害児の虐待に対し歴史的に果たしてきた役割と現状を行政、虐待防止学会などへ提起し、認識を共有することが必要である。